



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢 宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先 取締役管理部長 鈴木 良夫
電話番号：052-883-0850

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株主優待制度の一部変更を行うことについて決議するとともに、単元株制度の採用及び定款の一部変更について平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに株主優待制度の一部変更の実施につきましては、平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 17 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数（平成 25 年 11 月 14 日現在）	345,610 株
②今回の分割により増加する株式数	34,215,390 株
③株式分割後の発行済株式総数	34,561,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	96,000,000 株

(注) 上記株式分割前の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。この場合、増加した株式の分割割合に応じ、今回の分割により増加する株式数、株式分割後の発行済株式総数も増加することとなります。

(3) 分割の日程

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ①基準日公告日 | 平成 26 年 3 月 17 日 (月曜日) (電子公告掲載開始日) |
| ②基準日 | 平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) |
| ③効力発生日 | 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) |

(4) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同日に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を当社普通株式 500 株とし、1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 2 回新株予約権 (平成 16 年 9 月 14 日開催臨時株主総会決議)	16,667 円	167 円
第 3 回新株予約権 (平成 16 年 9 月 14 日開催臨時株主総会決議)	16,667 円	167 円
第 4 回新株予約権 (平成 17 年 12 月 27 日開催定時株主総会決議)	48,000 円	480 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

(注) 上記単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日 (木曜日) をもって、各証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①株式分割及び単元株制度の採用に伴い、第 6 条 (発行可能株式総数) の変更、並びに第 7 条 (単元株式数)、第 8 条 (単元未満株式についての権利)、及び第 9 条 (単元未満株式の売渡請求) を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

②第 6 条の変更並びに第 7 条乃至第 9 条の新設及びこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条の新設を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 17 回定時株主総会において、別紙に記載のすべての変更を定款変更議案として付議いたします。

- ① 17 回定時株主総会開催日 平成 25 年 12 月 20 日 (金曜日)
- ② 定款変更の効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

5. 株主優待について

(1) 変更の内容

今回の株式分割は、平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) に効力が発生いたしますので、平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) を基準日とする株主優待の基準となる所有株式数は、今回の株式分割前の株式数を基準といたします。なお、平成 26 年 9 月期末以後の株主優待制度につきましては、以下のとおりとなります。

(2) 当社生活救急サービス御優待券進呈

a. 変更前

(下線部は変更部分を示します)

対象株主	毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主様		
優待の内容	保有株数に応じて、カギ・水まわり・ガラス・パソコン作業を対象とした当社サービス割引券を贈呈		
	<u>1</u> 株以上 <u>25</u> 株未満	5,000 円相当	
	<u>25</u> 株以上 <u>50</u> 株未満	10,000 円相当	
	<u>50</u> 株以上	15,000 円相当	
有効期限	御優待券の到着日 (毎年 12 月末頃) から翌年 12 月末日まで有効		
贈呈時期	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定		

b. 変更後

対象株主	毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主様		
優待の内容	保有株数に応じて、カギ・水まわり・ガラス・パソコン作業を対象とした当社サービス割引券を贈呈		
	<u>100</u> 株以上 <u>2,500</u> 株未満	5,000 円相当	
	<u>2,500</u> 株以上 <u>5,000</u> 株未満	10,000 円相当	
	<u>5,000</u> 株以上	15,000 円相当	
有効期限	御優待券の到着日 (毎年 12 月末頃) から翌年 12 月末日まで有効		
贈呈時期	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定		

(3) キッザニア (東京・甲子園) でのスポンサーイベントデイ御招待券贈呈

a. 変更前

(下線部は変更部分を示します)

対象株主	毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された <u>10</u> 株以上保有の株主様	毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された <u>10</u> 株以上保有の株主様
優待の内容	一律、キッザニア (東京・甲子園) でのスポンサーイベントデイへの御招待券 1 枚 (1 株主につき 3 名まで: 予定) を贈呈	一律、キッザニア (東京・甲子園) でのスポンサーイベントデイへの御招待券 1 枚 (1 株主につき 3 名まで: 予定) を贈呈
実施日	同年 9 月の火曜日、水曜日、木曜日のうち当社指定日の 16:00~21:00 (予定)	翌年 3 月の火曜日、水曜日、木曜日のうち当社指定日の 16:00~21:00 (予定)
贈呈時期	6 月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

b. 変更後

対象株主	毎年3月31日現在の株主名簿に記録された <u>1,000株</u> 以上保有の株主様	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された <u>1,000株</u> 以上保有の株主様
優待の内容	一律、キッザニア（東京・甲子園）でのスポンサーイベントデイへの御招待券1枚（1株主につき3名まで：予定）を贈呈	一律、キッザニア（東京・甲子園）でのスポンサーイベントデイへの御招待券1枚（1株主につき3名まで：予定）を贈呈
実施日	同年9月の火曜日、水曜日、木曜日のうち当社指定日の16：00～21：00（予定）	翌年3月の火曜日、水曜日、木曜日のうち当社指定日の16：00～21：00（予定）
贈呈時期	6月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

(4) キッザニア（東京・甲子園）特別御招待券贈呈

a. 変更前

（下線部は変更部分を示します）

対象株主	毎年3月31日現在の株主名簿に記録された <u>25株</u> 以上 <u>50株</u> 未満保有の株主様	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された <u>25株</u> 以上 <u>50株</u> 未満保有の株主様
優待の内容	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 3枚を贈呈	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 3枚を贈呈
有効期限	同年7月1日～12月31日	翌年1月1日～6月30日
贈呈時期	6月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

対象株主	毎年3月31日現在の株主名簿に記録された <u>50株</u> 以上保有の株主様	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された <u>50株</u> 以上保有の株主様
優待の内容	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 4枚を贈呈	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 4枚を贈呈
有効期限	同年7月1日～12月31日	翌年1月1日～6月30日
贈呈時期	6月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

b. 変更後

対象株主	毎年3月31日現在の株主名簿に記録された <u>2,500株</u> 以上 <u>5,000株</u> 未満保有の株主様	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された <u>2,500株</u> 以上 <u>5,000株</u> 未満保有の株主様
優待の内容	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 3枚を贈呈	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 3枚を贈呈
有効期限	同年7月1日～12月31日	翌年1月1日～6月30日
贈呈時期	6月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

対象株主	毎年3月31日現在の株主名簿に記録された <u>5,000株</u> 以上保有の株主様	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された <u>5,000株</u> 以上保有の株主様
優待の内容	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 4枚を贈呈	キッザニア（東京・甲子園）の特別御招待券 4枚を贈呈
有効期限	同年7月1日～12月31日	翌年1月1日～6月30日
贈呈時期	6月中旬に発送を予定	毎年の定時株主総会終了後に発送を予定

（注）キッザニア（東京・甲子園）のスポンサーイベントデイ御招待券贈呈につきましては、会場の許容人数に限りがありますので、総株主数に応じて1株主様の御招待人数を変更させていただく場合があります。

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>960,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第7条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>96,000,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 </p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>第10条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 第6条の変更及び第7条乃至第9条の新設並びにそれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>第2条 本附則第1条及び本条の規定は、平成26年4月1日まで有効とし、同日の経過をもって本附則第1条及び本条を削除する。</p>